

青の煌めきあおもり国スポ七戸町弁当調達要項

1 趣 旨

この要項は、本町で開催する「青の煌めきあおもり国スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する昼食弁当（以下「弁当」という。）の調達について、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）は、関係機関等と十分な調製を行い、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

3 弁当の調達

弁当の調達については、町実行委員会があらかじめ必要数を把握し、計画的に発注・提供を行う。

4 弁当の種類、対象及び取扱期間

(1) 幹旋弁当

選手・監督、視察員、報道員等（以下「選手・監督等」のうち、希望者に対し弁当料金を徴収し提供する弁当とし、取扱期間は、原則として競技会の開催期間とする。

(2) 支給弁当

大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会係員等（以下「役員等」という。）に対し、町実行委員会が無償で提供する弁当とし、取扱期間は、大会業務に従事する期間とする。

5 弁当料金

幹旋弁当及び支給弁当の料金は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が定める弁当調達要項等に準ずるものとし、お茶等を含めて1,100円以内（税抜）とする。

6 弁当の申込み、発注及び精算

幹旋又は支給を行う弁当の申込み、発注及び代金の精算については、町実行委員会が別に定める方法により行うものとする。

7 弁当調製施設の選定及び取消し

(1) 町実行委員会は、弁当調製を希望する業者から「弁当調達業務申込書（様式第1号）及び「青の煌めきあおもり国スポ七戸町弁当調製施設調査台帳（様式第2号）」を提出させ、別に定める「七戸町弁当調製施設選定基準」に基づき、保健所の協力を得て実行委員会が選定・指定する。

(2) 町実行委員会は、前号の規定により弁当調製施設を指定するときは、青の煌めきあおもり国スポ七戸町弁当調製施設指定書（様式第3号）を交付する。

(3) 町実行委員会は、指定した弁当調製施設の中から契約を行う相手を決定する。

(4) 町実行委員会は、次のいずれかに該当するときは、弁当調製施設指定取消書（様式第4号）により選定を取り消すことができる。

ア 食品衛生関係法令に基づく施設の改善命令及び指導に従わないとき。

イ 食品衛生関係法令に基づく施設の許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止若しくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。

ウ 弁当の調製を第三者に委託したとき。

エ その他町実行委員会が不相当と認めたとき。

8 弁当の納品

弁当の納品は、町実行委員会が指定した弁当調製施設が、競技会場へ冷蔵車等で配達する。

9 弁当引換所の設置及び弁当の引換え

競技会場に弁当引換所を設置し、保健所等の指導に基づき、適正な管理のもと弁当の引換えを行うものとする。

10 弁当調達業務の委託

町実行委員会は、この要項に定める業務の全部又は一部を委託できるものとする。

11 その他

この要項に定めるもののほか、弁当の調達に関して必要な事項は、別に定める。